

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月23日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

産業環境部商工観光課

#### 2 監査の範囲

令和3年4月1日～ 令和4年11月10日

#### 3 監査の実施期間

令和4年9月16日～ 令和4年11月10日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 隨意契約に関する事務について
- イ 契約全般に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

特定計量器定期検査手数料等の収納事務において、集合検査会場または直接訪問にて現金を受領する際は、会計管理者が保有する釣銭資金を用いるなど、適切な事務となるよう検討されたい。

## (3) 意見

実績がない補助事業については、市民のニーズに合い、期待している効果を発揮しているかどうかを検証し、積極的な補助金制度の見直しを図ることを望むものである。